保育士資格をお持ちのみなさまへ

平成29年度 保育士に対する就職準備金貸付のご案内

保育士資格を有する方で、保育所等を離職した方や保育士としてはじめて勤務する方が、**新たに保育所等に就職される場合の就職準備金の貸付**を行います。
貸付後、**継続して2年間保育所等で勤務された場合は、返還を免除**します。

島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島観連許諾第4379号

対象者

以下の①～③を満たす方が対象です。

① 保育士登録後、1年以上経過している方
※ 養成施設の卒業・保育士試験合格から1年以上経過した方も含みます。

② 以下のいずれの施設でも勤務したことがない方、若しくは離職後1年以上経過している方
認可保育所、幼保連携型認定こども園
地域型保育事業所、幼稚園

③ 保育所等に新たに勤務する方(週20時間以上の勤務)

貸付金額

400，000円以内(無利子、1回限り)

ポイント
保育士として2年間引き続き勤務された場合は**貸付金の全額を免除**します。

貸付予定人数

20名程度

応募方法・提出書類

以下の必要書類をご準備の上、勤務先の保育所等を経由して提出先までご提出ください。

① 送付文書(様式第9号)
※ 勤務先の保育所等にて記入
② 就職準備金借入申込書(様式第11号)
③ 保育士登録証の写し
④ 週20時間以上の勤務を確認できる書類
※ 雇用契約書の写しなど
⑤ 保育士登録後の職歴がわかる書類
※ 履歴書など(様式任意)
⑥ 借入申込者の住民票の写し

募集期間

平成29年6月1日～平成30年2月28日(必着)
※期間内に郵送にてご提出ください。
なお、応募状況によっては早めに募集を締め切る場合があります。

よくある質問

Q： どういう費用が対象となるのですか？

A： 再就職にあたり必要となる必要はすべて対象になります。
○対象となる費用の例
・ 就職に伴う転居費用(礼金、仲介手数料を含む)
・ 保育所等で使用する被服費
・ 再就職支援のための研修受講費用
・ 通勤に要する自転車等の購入費
・ 子どもが保育所等を利用する際の諸費用
・ 子どもの預け先を探す際の活動費用

Q： 領収書などは提出する必要がありますか？

A： 領収書等の提出は不要です。ただし応募の際に貸付金の使途を記載していただきます。

Q： 保育料や子どもの預かりサービス利用料の貸付など、他の貸付とあわせて貸付を受けることは可能ですか？

A： 他の貸付事業との併給は可能です。
それぞれの募集要項によりお申し込みください。

☞ 申請様式や要件の詳細については、募集要項をご覧ください(ホームページに掲載)。

お問合せ・申請書提出先

島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F
TEL：0852-32-5996 FAX：0852-21-0798

申請書・募集要項掲載ページ https://www.fukushi-shimane.or.jp/

島根県社会福祉協議会 検索